

(地I1)

平成19年4月2日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴 木 満

児童虐待・配偶者等からの暴力（DV）の早期発見のための取組の促進について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医政局総務課より、都道府県衛生主管部（局）長に対して標記に関する通知が発出されるとともに、本会に対してもその周知方依頼がなされました。

本件は、「犯罪被害者等基本法」の第8条の規定に基づき策定された「犯罪被害者等基本計画」第2.2.(11)において「医療施設における児童被害や配偶者等からの暴力（DV）の早期発見のための取組を促進するための実施」が掲げられていることから、都道府県衛生主管部局（長）に対し、医療施設における児童虐待・配偶者等からの暴力（DV）の被害者に適切な対応が行われるよう、本件に対し、管内の医療関係機関及び関係団体に周知するものです。

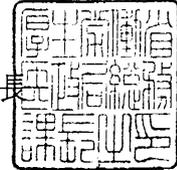
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、管下会員等への周知方につきましてご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。



医政総発第0316002号  
平成19年3月16日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局総務課長



児童虐待・配偶者等からの暴力（DV）の早期発見のための取組の促進について

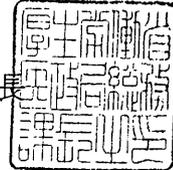
標記について、別紙のとおり、各都道府県医政主管部（局）長宛に通知を発出いたしましたので、貴職におかれましても、当該通知の内容について了知いただきますとともに、会員各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。



医政総発0316001号  
平成19年3月16日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長



### 児童虐待・配偶者等からの暴力（DV）の早期発見のための取組の促進について

平成17年4月より犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が施行され、同法第8条の規定に基づき、「犯罪被害者等基本計画」（平成17年12月27日閣議決定）が策定されており、この犯罪被害者等基本計画第2.2.（11）においては、「医療施設における児童虐待や配偶者等からの暴力（DV）の早期発見のための取組を促進するための施策の実施」が掲げられているところである。

これを踏まえ、貴職におかれては、医療施設における児童虐待・配偶者等からの暴力（DV）の被害者に対する適切な対応が行われるよう、下記について、貴管内の医療関係機関及び関係団体へ周知し、犯罪被害者等のための施策の取組に遺漏のないようお願いする。

なお、本件については、雇用均等・児童家庭局総務課と協議済みであることを申し添える。

### 記

#### 1 児童虐待の防止等に関する法律の趣旨及び配慮事項について

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を行うことを規定しているものである。

同法第6条においては、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、児童相談所等へ通告することが国民の義務として規定されている。

さらに、同法第5条においては、学校、児童福祉施設、病院等の児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師等の児童の福祉に職務上関係のある者については、児童虐待を発見しやすい立場であることから、その立場を自覚し児童虐待の早期発見に努めることが規定されている。

以上のとおり、児童虐待の防止等に関する法律において、教職員、児童福祉施設職員等とともに、医療関係者は積極的な対応を求められているところであり、その趣旨を十分に理解していただくようお願いする。

また、厚生労働省においては、都道府県が実施する地域での児童虐待問題に携わっていく専門家（医師、保健師等）の要請のための実践的な研修に対し補助を行っており（別添「児童虐待・DV対策等総合支援事業《児童虐待防止対策支援事業》」）、医療関係者の児童虐待に対する資質の向上に資すると考えられることから、こうした補助を積極的に活用し、関係者への研修を行うとともに、医療関係機関に対し、こうした研修を積極的に受講するよう周知願いたい。

- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の趣旨及び配慮事項について  
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護することを規定しているものである。

同法第6条においては、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないとされており、その中でも、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師等医療関係者については、特別に規定が置かれているものである。

上記医療関係者は、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見しやすい立場にあることから、発見及び通報において積極的な役割が期待されている。その場合、その者の意思に反して通報することは適当ではないが、その者の生命又は身体に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合においては、その者の明示の同意が確認できないときでも通報できることは当然である。また、その者に対して、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、情報提供に努めることとされている。

以上のとおり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律において、医療関係者は積極的な対応を求められているところであり、その趣旨を十分に理解していただくようお願いする。

また、厚生労働省においては、配偶者からの暴力被害女性及びその同伴する家族の保護支援を行うこと等を目的として、都道府県が実施する配偶者からの暴力に精通した医療、心理等の学識経験者等を講師として、被害者の人権への配慮や配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための研修について補助を行っており（別添「児童虐待・DV対策等総合支援事業《配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業》」）、医療関係者が被害者に対する適切な支援を行うことに資すると考えられることから、こうした補助を積極的に活用し、関係者への研修を行うとともに、医療関係機関に対し、こうした研修を積極的に受講するよう周知願いたい。

( 別 添 )

## 児童虐待・DV対策等総合支援事業

### 《児童虐待防止対策支援事業》

#### ○専門性強化事業

##### (1) 趣 旨

地域における児童虐待問題等に関連の深い医師、保健師、ケースワーカーなど専門家の養成を念頭に、実践的な研修を実施するとともに、専門的対応マニュアル・ガイドライン(以下「マニュアル等」という。)を作成し、関係機関に配布してその活用を図り、対応職員の専門性の向上に努めるものとする。

##### (2) 事業内容

- ① 専門家養成のための実践的な研修
- ② 研修を行う講師等の中央研修への参加派遣
- ③ マニュアル等の作成・配布

(3) 実施主体：都道府県・指定都市・児童相談所設置市

(4) 補助率：1／2

### 《配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業》

#### ○職員専門研修事業

##### (1) 趣 旨

配偶者からの暴力被害女性の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために専門研修を行うことを目的とする。

##### (2) 事業内容

配偶者からの暴力に精通した司法、医療、心理等の学識経験者等を講師として招聘し、被害者の人権への配慮や配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための研修を実施する。

(3) 実施主体：都道府県

(4) 補助率：1／2